

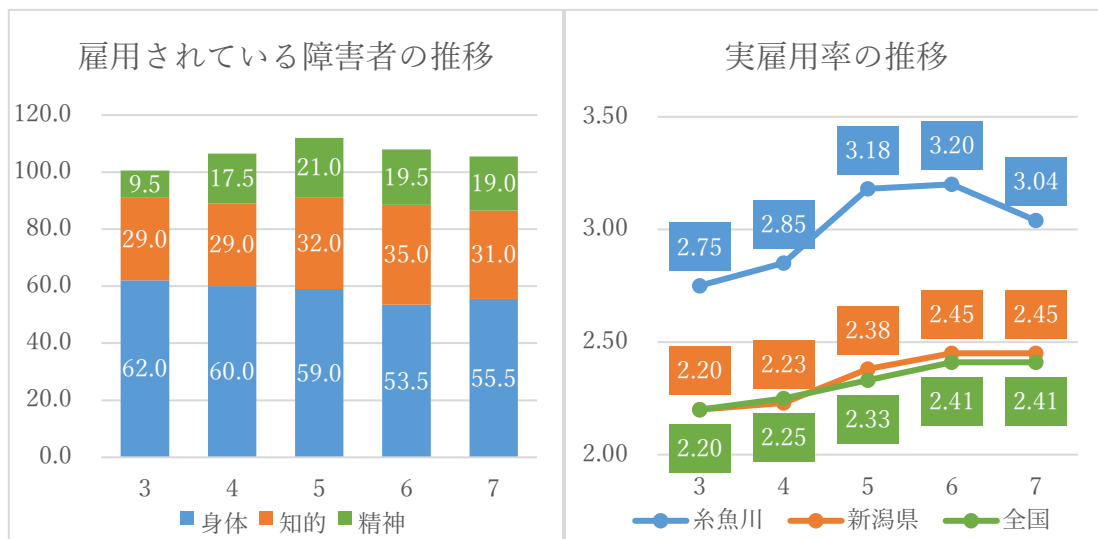
## 令和7年 障害者雇用状況（民間企業）の集計結果

糸魚川公共職業安定所

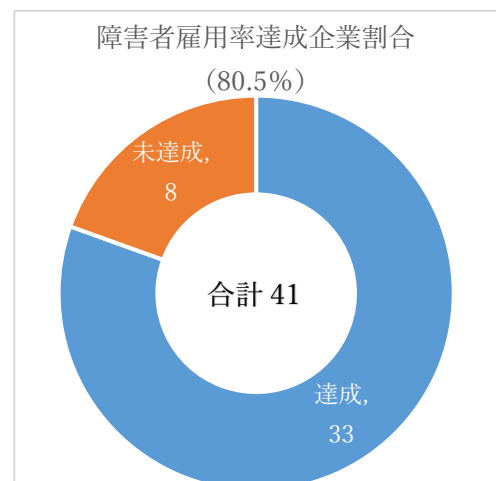
障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）では、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%、40.0人）以上の事業主に対し、法定雇用率以上の障害者雇用を義務付けています。また、雇用義務がある事業主等に対し、毎年6月1日現在の障害者雇用状況について報告を求めています。

本集計結果は、糸魚川所管内（糸魚川市）における雇用義務がある民間企業からの報告をとりまとめたものです。

| 年度     | 項目       | 法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者数 | 障害者数   |       |        | 実雇用率（%） |         |        |        |
|--------|----------|-----------------------|--------|-------|--------|---------|---------|--------|--------|
|        |          |                       | 身体     | 知的    | 精神     | 糸魚川     | 新潟県     | 全国     |        |
| 令和 3 年 |          | 3648.5                | 100.5  | 62.0  | 29.0   | 9.5     | 2.75    | 2.20   | 2.20   |
| 令和 4 年 |          | 3731.0                | 106.5  | 60.0  | 29.0   | 17.5    | 2.85    | 2.23   | 2.25   |
| 令和 5 年 |          | 3519.0                | 112.0  | 59.0  | 32.0   | 21.0    | 3.18    | 2.38   | 2.33   |
| 令和 6 年 |          | 3379.0                | 108.0  | 53.5  | 35.0   | 19.5    | 3.20    | 2.45   | 2.41   |
| 令和 7 年 |          | 3468.5                | 105.5  | 55.5  | 31.0   | 19.0    | 3.04    | 2.45   | 2.41   |
|        | 〔対前年増減数〕 | 〔89.5〕                | 〔▲2.5〕 | 〔2.0〕 | 〔▲4.0〕 | 〔▲0.5〕  | 〔▲0.16〕 | 〔0.00〕 | 〔0.00〕 |



| 年度     | 項目       | 対象企業数 |     | 達成割合（%） |       |       |       |
|--------|----------|-------|-----|---------|-------|-------|-------|
|        |          | 達成    | 未達成 | 糸魚川     | 新潟県   | 全国    |       |
| 令和 2 年 |          | 39    | 32  | 7       | 82.1  | 59.0  | 48.6  |
| 令和 3 年 |          | 41    | 31  | 10      | 75.6  | 56.6  | 47.0  |
| 令和 4 年 |          | 43    | 33  | 10      | 76.7  | 57.2  | 48.3  |
| 令和 5 年 |          | 40    | 33  | 7       | 82.5  | 60.5  | 50.1  |
| 令和 6 年 |          | 41    | 33  | 8       | 80.5  | 55.2  | 46.0  |
| 令和 7 年 |          | 41    | 33  | 8       | 80.5  | 56.0  | 46.0  |
|        | 〔対前年増減数〕 | 〔0〕   | 〔0〕 | 〔0〕     | 〔0.0〕 | 〔0.8〕 | 〔0.0〕 |



## 【障害者雇用率制度について】

障害者雇用促進法 43 条第 1 項により、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

民間企業における障害者の法定雇用率は、令和 6 年 4 月 1 日から 2.5%（従業員 40 人以上の事業主が対象）に引き上げられ、令和 8 年 7 月 1 日からは 2.7%（従業員 37.5 人以上の事業主が対象）に引き上げられます。

また、除外率が令和 7 年 4 月 1 日から設定業種ごとにそれぞれ 10 ポイント引き下げられました。

なお、雇用義務を履行しない事業主は、ハローワークから雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合は、企業名が公表されます。

## 【障害者雇用納付金制度】

常時雇用している障害者の数が雇用義務数を下回っている事業主（常時雇用している労働者（常用雇用労働者）が 100 人超の事業主）は、不足する人数に応じて障害者雇用納付金を納める必要があります。

この納付金を財源に、雇用義務数を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金等を支給しています。

## 【障害者雇用における障害者の算定方法】

障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度では、雇用する障害者の数を、下表のように算定します。

| 週所定労働時間 | 30H 以上 | 20H 以上 30H 未満 | 10H 以上 20H 未満（※2） |   |
|---------|--------|---------------|-------------------|---|
| 身体障害者   | 1      | 0.5           | —                 | ※1 週所定労働時間が 20H 以上 30H 未満の精神障害者は、当分の間、「1」として算定できます。                                 |
| 重度      | 2      | 1             | 0.5               |   |
| 知的障害者   | 1      | 0.5           | —                 | ※2 令和 6 年 4 月以降、週所定労働時間が 10H 以上 20H 未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者は、雇用率上、「0.5」として算定できます。 |
| 重度      | 2      | 1             | 0.5               |   |
| 精神障害者   | 1      | 1（※1）         | 0.5               |   |

## 計算方法

{常用雇用労働者※（短時間労働者を除く。）+（短時間労働者（常用雇用労働者のうち 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の者）× 0.5）} × 2.5%（障害者雇用率）= 〇. 〇〇 ≒ 〇（端数切り捨て）により計算をします。

※ 常用雇用労働者（1 年を超えて引き続き雇用されている者（見込みを含む。）で、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の者をいいます。

（例）100 人（うち短時間 50 人）の場合

$$50 \text{ 人} + 50 \times 0.5 \text{ 人} = 75 \text{ 人} \quad \times \quad 2.5\% = 1.875 \div 1 \text{ 人}$$

障害者雇用率は  $1 / 75 \times 100 = 1.33\%$  となりますが 1 人以上雇用をしていれば、必要な障害者数を雇用していることになり法令違反にはなりません。